

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和4年12月12日付大阪市地域公共交通会議において、下記項目の協議が調ったことを証明する。

記

【変更項目】

4. 時間帯別運行回数

(変更前) 1台1時間あたり最大3便運行(1時間あたり最大24便)

(変更後) 1台1時間あたり最大3便運行(1時間あたり最大30便)

5. 使用する車両及び台数

(変更前) ワンボックス車両《通常車両》(乗車定員(運転席除く)8名)7台(最大)

ワンボックス車両《車いす対応車両》(乗車定員(運転席除く)5名)1台(最大)

(変更後) ワンボックス車両《通常車両》(乗車定員(運転席除く)8名)8台(最大)

ワンボックス車両《車いす対応車両》(乗車定員(運転席除く)5名)2台(最大)

(参考)

上記以外の内容は、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる協議が調っていることの証明書(令和4年2月24日、令和4年7月1日付)のとおり(別紙参照)

以上

令和4年12月12日
大阪市地域公共交通会議
会長 内田 敬